

令和4年

行方市農業委員会

# 第4回総会会議録

(令和4年4月25日)

令和4年4月25日 行方市農業委員会第4回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第30号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第33号	農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
議案第34号	現況証明願について
議案第35号	令和4年度事業計画について
議案第36号	「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」について
議案第37号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第38号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第18号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第19号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第20号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第22号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次	12番 根本 正義
13番 小沼 正二	14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝
19番 清水 量		

### 本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市 也
4番 宮内 正美	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 石間 信一	8番 日下 正之	9番 吉田 正弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊信	12番 鈴木 喜昭
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 関口 順一		

- 3 本日の欠席委員                   なし  
 本日の欠席推進委員               なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言)           午後 3時00分 (会長挨拶)
事務局	それでは、ただいまより令和4年行方市農業委員会第4回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	座ったままで、失礼いたします。 4月の総会に当たり、ご挨拶を申し上げます。 農作業のお忙しい中ではありますが、先月に引き続きまして、推進委員の皆様にも出席をいただき、開催となります。大変ご苦労さまです。 新型コロナウイルスも小康状態の中、ゴールデンウィーク明けにはまた感染者が増加するのではないかとされておりますが、感染に注意しながら生活をしていきたいと思ひます。 さて、先日、役員会で令和4年度の事業計画、また最適化活動の目標について、話し合いを行いました。本日の総会の中でも提案してまいりたいと思ひます。活動の見える化ということで、委員、推進委員の皆様には大変面倒をおかけしますが、目標値に近づけるよう活動のほうをよろしくお願ひいたします。 また、人・農地プランについても、実質化ということで進めなければなりません。その際には皆様のご協力をいただければと思ひます。 甚だまとまらない挨拶ですが、これに代えさせていただきます。 本日はよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございました。
事務局	(経過報告) それでは、続きまして日程第3、経過報告を行います。 4月の行事経過報告によりましてご説明いたします。 3月28日、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に関する説明会、こちらにつきましては、北浦庁舎におきましてオンラインで開催いたしました。高塚会長、事務局のほうで出席をいたしております。 次に、4月13日、農業委員会行方地域協議会総会でございます。こちらも北浦庁舎におきまして、高塚会長、椎名代理、根本農地部会長、小沼農政部会長、事務局の参加の下、令和3年度の事業報告及び収支決算について、令和4年度事業計画収支予算について、役員の改選等について審議をいたしました。 同日、その後でございます。第1回役員会、こちらも北浦庁舎におきまして、令和4年度の事業計画について及び令和4年度における最適化活動の目標設定について、こちらを、役員の皆様、そして事務局のほうで審議をいたしました。

4月18日でございます。常設審議委員会でございます。こちらにつきましては、市町村会館におきまして、清水委員の出席の下、諮問案件の審査を行っていただきました。

続きまして、4月25日、本日でございます。先ほど、広報委員会を開催いたしました。広報委員及び事務局の出席の下、農委だよりの発行について審議を行いました。

同じく、第4回総会ということになっております。

(議長の選出)

事務局

それでは、続きまして日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長

それでは、総会のほうを進めていきたいと思っております。

ただいまの出席委員は19名、欠席はありませんので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長

会期について、本日の会期は本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。(全員一致)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(議事録署名人の選出)

議長

議事録署名人を議長において次のように指名いたします。

18番根崎和枝委員 19番清水量委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議案の審議)

議長

それでは、議事に入ります。

(議案第30号)

議長

それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり)。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	5番	<p>15番、郡司です。第1項の調査報告いたします。</p> <p>譲受人、50歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社員の方です。家族で150aほど水稻、露地野菜などを営農しております。譲渡人、72歳で、同市荒宿に在住し、農業の方です。お二人は、同居の親子になります。申請事由は、経営移譲です。譲渡人は高齢となり、農業経営を息子である譲受人に移譲することにしたそうです。また、譲受人も快諾してくれたそうです。区分は、贈与による所有権移転になります。</p> <p>調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全議	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
全議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	0番	<p>10番、本澤です。第2項の調査経過についてご報告いたします。</p> <p>この案件には、清水、近藤両委員さん、そして、横田、大原両推進委員さんのご協力の下、調査をしてまいりました。</p> <p>譲受人は、市内小貫在住、41歳の農業の男性です。譲渡人も市内小貫在住、58歳の会社員の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、小貫地内の畑1,536㎡を売買により所有権の移転するものです。譲受人は、農地取得後、39,636㎡となり、水稻、施設・露地野菜を栽培し、農業従事日数も年間300日、農機具等もそろい、取得の農地に通作時間も自宅より3分と近く、許可相当と調査してまいりました。</p> <p>皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全議	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
全議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
2	番	<p>2番、谷田川です。第3項の調査報告をいたします。</p> <p>調査については、麻生、太田の4名で調査をしてまいりました。</p> <p>この案件は、3年前から進められている事業で、受人は、鹿嶋市内に住所を置く太陽光事業を営む法人です。渡人は、市内根小屋在住の会社員の女性です。申請事由ですが、営農型太陽光発電設備の設置のため、区分については、区分地上権の設定です。</p>

		調査の結果、周辺等もよく管理が行き届いており、サカキも順調に生育しているようで、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第4項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員、箕輪推進委員、森山推進委員に協力をさせていただき、調査してまいりました。 譲受人は、市内五町田在住の、63歳、男性、譲渡人は、同じく五町田在住、58歳、男性です。申請事由は、当該畑を売買により取得することにより、農業経営の規模拡大と経営安定を図るとしてしています。譲受人からの売買依頼で、当該畑は麻生西部土地改良区内の畑であり、譲受人の自宅よりおよそ600mの場所にあります。 何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第5項の調査報告します。 調査は、高塚会長、野原農地最適化推進委員が行いました。高塚会長に代わって報告いたします。 譲受人は、市内手賀在住の、51歳の農家の男性です。譲渡人も、同市手賀在住の78歳の農業の男性の方です。申請事由は、経営移譲で、区分は、贈与による所有権移転になります。2人の関係は、同居の親子です。譲受人の息子さんに農業経営を譲ることにしたそうです。主な作物は、サツマイモ、ネギ、キャベツなど333aほど営農しており、それを譲るそうです。農業従事日数も300日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。 皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

(議案第31号)

議 長 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件  
を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明  
する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1 5 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第1項の調査報告いたします。

この案件については、高塚会長とともに調査してまいりました。

申請人は、60歳で、行方市井上に在住し、公務員兼農業の方です。申請事由につ  
いては記載のとおりで、住宅及び農業用物置の建設になります。場所は、井上郵便  
局より北へ約500mのところになります。事業計画書、残高証明書など必要な書  
類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろし  
く願います。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願  
いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第2項について調査報告いたします。

高塚会長に代わって報告いたします。現地確認には、高塚会長、郡司委員で行って  
まいりました。

この案件は、2月に、農業振興地域より農用地からの除外をお願いしたものです。  
申請人は、同市手賀在住の40代のパート職の女性の方です。申請事由は、自己用  
住宅ということで、現在の居宅が老朽化しており、東側に山林があり傾斜地のた  
め、雨水が流れ込んで水はけが悪いので、今回、申請地に自己用住宅を新築した  
いそうです。場所は、手賀学習センターの西側になります。土地改良区の意見書、隣  
地土地所有者の同意書、事業計画等書類もそろっており、許可相当と調査してまい  
りました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願  
いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

(議案第32号)

議 長 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴  
う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴

		う転用許可について説明する（別紙議案書のとおり。なお、第6項は、事業計画見直しのため、4月20日に取下げ届出が提出された。）。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
2	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 2番、谷田川です。 調査については、先ほどと同じように、4名で調査をしてみました。 この案件は、先ほど、第3条で調査報告いたしました同一の土地となります。 受人も、鹿嶋市内の法人、渡人も、市内根小屋在住の女性というようなことです。 申請事由は、ソーラー発電事業です。区分については、使用貸借権、内容は、権利譲渡による一時転用の再申請ということです。 調査の結果、許可相当と調査をしてみました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、茂木です。第2項の調査報告をします。 調査には、横瀬委員の協力を得て、調査をしてみました。 受人は、石岡市、土木工事を営む会社です。渡人は、行方市在住、46歳、会社員の男性です。申請事由ですが、このたび、申請地付近において、道路工事を施工するに当たり資材置場を整備し、利便性の向上を図るためです。期間は、令和4年4月29日から5か月間です。区分については、1,836㎡を賃貸借になります。 申請地は、市内中根、カネカ化学工場から西へ500mのところ。周囲の状況、隣接地等も特に支障もないと思われ、関係書類も整っており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。3項の調査報告をします。 この調査には、太田、麻生地区4人で調査をしてみました。 譲受人は、行方市麻生、建設業兼農業の法人の男性の方です。譲渡人は、行方市小高、78歳、農業の男性の方です。申請理由は農業用施設です。区分は使用貸借権になります。場所は、小高のコインランドリー付近になります。 譲受人は、建設業の合間に農業、サツマイモをつくり、加工して6次産業をやりたい



		<p>いということで、農業施設が必要になったということです。</p> <p>事業計画書、残高証明書、見積書、隣接の同意書も取れており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、4項の調査員より調査報告を求めます。</p>
2	番	<p>2番、谷田川です。</p> <p>調査については、4名で調査をしてまいりました。</p> <p>受人は、東京都に本店を置く土木建築業を営む法人です。渡人は、市内石神在住の男性です。申請事由ですが、東関道工事のため、現場事務所で使用するための一時転用ということです。区分については賃貸借権、場所は、麻生の蔵太鼓のちょうど裏側で、現在耕作しておらず、周辺農地等への影響もなく、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
9	番	<p>9番、内藤です。それでは、第5項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。</p> <p>譲受人の方は、市内浜に在住する会社法人の取締役の男性でございます。譲渡人の方は、市内玉造甲に在住する、88歳、無職の男性です。申請事由につきましては、記入してありますとおり、特定建築条件付売買予定地として、区分については売買の所有権移転です。譲受人は、申請地を自己用住宅の分譲地として販売するというので、住宅を2棟建築する計画です。現場は、国道354号からベイシアのちょうど裏側、中、入ったところでございます。譲受人は高齢でもあり、農業を縮小したいということでございます。</p> <p>必要書類につきましては、事業計画書、購入者との契約書案、資金計画等も整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。</p>

議 長 次に、6項につきましては、事務局からの説明のとおり、4月20日取下げとなっております。

(議案第33号)

議 長 次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案33号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 ありがとうございます。

2 1項の調査員より調査の報告を求めます。

番 2番、谷田川です。調査については、4名で調査をまいりました。

申請人は、鹿嶋市内の不動産業を営む法人です。承継者は、鹿嶋市内で太陽光事業を営む法人となっております。申請事由ですが、太陽光発電事業を譲渡したため、区分については賃借権の設定です。

調査の結果、許可相当と調査をまいりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第34号)

議 長 議案第34号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第34号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。

2 調査員より調査の報告を求めます。

番 3番、近藤でございます。1項、2項については関連がございますので、一括で調査報告いたします。

調査には、本澤、清水両委員、大原推進委員、横田推進委員に協力をしていただきました。

申請人は、行方市両宿在住の男性の方です。申請事由については、耕作不能のための非農地証明の交付になります。2筆とも38年間作付しておらず、現況は山林化しておりました。柳の木、シノが生い茂っており、申請地に進入する道路も、一輪車が通れる道路幅しかありませんでした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をまいりました。皆様方のご審議をよろしく願います。以上でございます。

議 長 調査の結果は、農地に戻すことは難しいということでした。審議をお願いいたします。

1 9 番 19番、清水です。  
 今の調査報告についての意見ではございませんので、暫時休憩をお願いいたします。

議 長 はい、分かりました。では、一時、暫時休憩いたします。

(休憩) 午後 3時 31分～午後 3時 38分

議 長 では、議事を再開いたしたいと思えます。  
 調査の結果は、農地に戻すことは難しいということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は証明書を交付することに決定をいたします。  
 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、内藤です。第3項の調査報告をいたします。  
 この案件につきましては、風間、根崎両委員さんの協力の下、調査をしまいにしました。  
 申請人は、市内浜に在住する無職の女性です。願出要旨につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、鹿行消防署の玉造分署を北に向かって300mぐらい入ったところでございます。状況は、現況は、20年以前から耕作していないということで、もう完全に山林化している状況でございました。農地に還元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をしまいにしました。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、山林化しており、農地に戻すことは困難ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。

(議案第35号)

議 長 次に、議案第35号 令和4年度事業計画についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第35号 令和4年度事業計画について説明する。  
 別紙、資料1をご覧くださいと思います。  
 令和4年度農業委員会事業計画書(案)になっているものです。  
 ページのほうを開いていただきまして、全体の方針自体は、昨年度と同じような構成になっております。この後、年間の目標設定を定める件について、先月の全協でも説明させていただきましたが、最適化活動につきましては次の議案のほうで説明させていただきます。ですので、8ページの令和4年度行方市農業委員会事業予定表のほうをご覧くださいと思います。主立ったところだけ、少し説明させていただきます。

6月に農政部会、農地部会のほうを開催します。総会の前に開催させていただきたいと思います。

9ページのほう、昨年と同様に農地利用の状況調査、農地パトロールですね、7月下旬に行っていきたいと考えております。

それから、10月に入りまして農政部会、それから11月には、行方市地域協議会の全体的研修会を開催する予定です。今年から事務局のほうで潮来市に移りましたので、今年は潮来市のほうで開催予定となっております。

それから1月に、農地・農政部会をそれぞれ開催いたします。

それと、認定農業者と農業後継者、女性団体との意見交換会のほうも、1月に予定させていただきました。

あとそれから、推進委員さんの総会出席についてなんですけれども、昨年度まではコロナの関係もあって、数回ほどでしたが、今回、最適化活動を最低でも必ずその月に行わないといけないというのがありますので、基本的には出席とさせていただきます。農地パトロールがある月とか、そういった月がいいのかなとは考えてはいますが、現段階では、基本的に出席する方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、視察研修会関係なんですけど、こちらにつきましては、コロナの状況なども見ながら、再度、役員会のほうで検討していければというふうに思っています。11月の上旬に全体の視察研修会と記載しておりますが、改めて役員会などで協議させていただきたいと思ひています。

続いて、11ページ、これにつきましては、付表ということで、行方市農業の状況が記載されております。12ページ、13ページが農業委員会の組織ということで、役員、事務局、それから報酬などが記載されております。

14ページから予算ということで、行方市全体の予算、2番目に、農業委員会関係の予算ということになっております。主立ったところでは、認定農業者への利用集積補助金、こちらが今年度から農林水産課のほうへ移管されたということで、農業委員会としては減額になっております。同じ金額が農林水産課のほうで計上されております。

15ページ、農地関係の事務処理状況ということで、昨年度と一昨年、あと3年前の件数が記載されておりますので、ご確認いただければと思ひます。

16ページにいきまして、非農地、耕作放棄地の状況ということで、非農地にした件数が一番下にありまして、あと、地区ごとのA分類、B分類の荒廃地の状況になります。

17ページ、こちらが令和3年度の農地の集積、利用権と中間管理機構の実績になります。下のほうに、全国農業新聞、購読者の実績ということで、昨年度の状況を記載しております。

18ページ、8番の農業者年金の実績ということで、過去9年の実績が記載されております。昨年度は3人、通常加入となっております。

あと、4月、今月の市報配布で配布させていただいたチラシをつけております。以上です。

議	長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、行方市農業委員会の1年の事業計画につきましては、4月13日に役員会を開催いたしまして、慎重な審議をいたした経緯がございます。委員各位のご了解をいただいて、事業実施をしまいたいと考えております。</p> <p>審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認め、令和4年度事業計画を決定いたします。</p>
		(議案第36号)
議	長	<p>議案第36号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局	議 長	<p>議案第36号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」について説明する別紙のとおりということで、資料ナンバー2のほうをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>この件に関しましては、先月の全員協議会の中でも若干説明させていただきましたが、最適化活動を中心とした目標設定をなさいたいということで、様式のほうが変更になっております。昨年度の、3年度のですね、点検・評価については、従前のものとなっております。8ページまでが3年度の点検・評価、4年度の目標設定が9ページからということになっております。</p> <p>まず、目標の3年度の活動の点検・評価のほうからご説明いたします。</p> <p>1ページにつきましては、農業委員会の状況ということで、令和3年4月1日現在の数値が入っております。こちらにつきまして、ご確認いただければと思います。</p> <p>2ページのほうにいきまして、担い手への農地の利用集積、集約化です。令和3年度の目標及び実績でございますが、昨年度末より38ヘクタール増えております。活動実績につきましては、4月に集積補助金の周知のためのチラシを全戸配布しまして、2番目として、12月に利用意向調査のほうを実施しまして、今、意向調査があった農地につきましては、農地中間管理機構のほうへ通知しております。それから2月に、人・農地プランの実質化に向けたアンケート調査の実施をいたしました。こちらの結果につきましては、全員協議会の中で説明させていただきたいと思っております。</p> <p>続いて、3ページのほうが新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、3年度の実績としましては、2経営体で、面積のほうは1.25haでございました。</p> <p>3番、目標の達成に向けた活動、それから4番の活動に対する評価につきまして、ご確認いただければと思います。</p> <p>続いて、次の4ページの遊休農地に関する措置ですが、昨年7月と11月、利用状況調査、行いまして、A分類の遊休農地のほうが3.15ha減少しています。要因としましては、B分類への移動や非農地判断した農地、あとは耕作再開などが含ま</p>

れております。自治体につきましては、ご確認いただければと思います。  
続いて、5ページの違反転用への適正な対応については、昨年度と同じ状況でございます。

6ページにつきましては、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、事務の申請件数、許可件数等が記載されておりますので、こちらもちよっとご確認いただければと思います。

あと、8ページ、7番、地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容についてということですが、昨年度のこの活動の点検・評価と目標の設定について、4月にホームページのほうにアップして、意見のほうを募集しましたが、特に意見のほうはございませんでした。

8番、事業の実施状況の公表等ですが、総会の議事録については、基本的にはホームページのほうで公表しているような形です。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見提出ということで、市長のほうに要望書の案を提出しております。

活動計画の点検・評価の公表については、ホームページもしくは市のホームページ、あるいは全国農業会議のほうで公表をしております。

以上までが令和3年度の点検・評価なんですけど、今年度から新しくなった最適化活動の目標の設定についてということになります。この目標の設定については、9ページが農業委員会の状況ということで、4月1日現在の農業委員会の状況、あと農家数、それから耕地面積などが記載されておりますので、こちらはご確認いただければと思います。

10ページから、実際にその最適化活動の目標になりまして、大きく分けて、先月もちよっと説明しましたが、農地の集積、それから遊休農地の解消、それから新規参入の促進を重点的に図りなさいということで、その成果目標と、あと活動目標を設定しなさいということになっております。農地の集積、こちら、国のほうでは、最終的に80%以上にしなさいということでございますが、その目標が難しい場合には県の目標、県の目標が66%、それでもちよっと難しい場合には、市で目標を設定している場合には、市のほうでも構いませんよということで、市のほうが10年後、昨年、基本構想のほうを改定しまして、その中で、市が53.4%という数値目標を立てております。ですので、10年後にそういった数字に近づくようにするためにということで、毎年125haずつ行けば、その数値になるということで設定させていただきました。当初、役員会の中では、1人2haらいで70haくらいで、それが現実的な目標なのかなということで、提案させていただいたんですが、その後、説明会とか、そういうのもありまして、市で設定している目標があるんであれば、そういった目標を設定しなさいということですので、この125haを設定させていただきました。

続いて、遊休農地については、現在、A分類の遊休農地の面積が112.6ha、草刈りなどですぐに農地に復元できる緑区分と言われる遊休農地が35.8ha、草刈りなどでは農地に復元できない遊休農地、これが76.8haあります。こちらにつきましては、まず緑区分については、5年間で解消していきなさいということで、

この目標としましては、5分の1の数値になるように設定しなさいということで、7.2ha。黄色区分の遊休農地の解消については、工程表を作成しなさいということですが、こちらについては、工程表をどういったことを書いていいのかというのが分からなくて、国のほうでその見本というか、そういうのをちょっと後で送ってくれるということだったんですが、現在、送られてきていませんので、こちらのほうは後で記載していきたいと思います。

あと、新規発生した遊休農地の解消については、昨年度発生した緑区分の遊休農地の解消を図りなさいということで、昨年度、4.7ha、こちらが新しく遊休農地になった面積になっております。

続いて、新規参入の促進ということなんですが、こちらについては、目標としましては、過去3年間といった18年度から30年度までに権利の設定がされた農地に対して、1割以上新規参入者、営農貸付、意向調査ですね、誰に貸しても構わないよという、そういう、それで公表しても構わないという農地を、その10分の1以上確保しなさいということで、そうすると13haくらいということになりますので、その面積を設定させていただきました。成果目標については、以上です。

続いて、今度、活動目標ということなんですが、こちら、役員会のときは、ちょっと6日ということで提案させていただいたんですが、全国農業会議所等が申合せ事項ということで設定した10日というのがありますので、できるだけ10日に設定するようにということでお願いしたいという話がありました。

そのほかに、その最適化交付金の算定の基礎になるんですが、それで一月当たり平均5日を下回った場合は、その委員さん分のその交付金が出ないということでありますので、これについては、目標としては10日として、最低平均5日になるように活動をお願いしたいというのがあります。

それから、活動許可の設定目標ということで、3回程度、遊休農地の解消、農地の集積、それから新規参入の促進の中から取り組みなさいということで、7月、8月辺り、例年、遊休農地の解消ということで、農地パトロール実施していますので入れさせていただいて、あと1月に農地の集積ということで、先月お配りしたそういう名簿なんですが、相対耕作、その解消を図っていただければということで入れさせていただきました。

あと、3番目として、新規参入相談会の参加目標ということで、こちらは1回は参加しなさいということであるんですが、こちらについては、その推進委員さん、農業委員さんが来場者としても参加しても構わないということと、あと研修会とか、そういうフォーラムとかで新規参入者の話とかが聞けるようなものがあれば、そういったものでも構わないということです。ただ、現在のところ、そういったものがちょっと開催されるか見えてきませんので、こちらについては今、未定とさせていただきます。1回は参加していただくということでお願いしたいと思います。

続いて、各地域の目標になります。一応、こちら、13の区域がございまして、その区域ごとに現在の状況と、あと、新規集積の面積ということで入れさせていただいたんですが、新規集積の面積については、多いところと少ないところありますんで、集積が多いところは、1人当たり5ha、少ないところで3haということで入

れております。あと、遊休農地の解消目標は、単純に現在の遊休農地の5分の1の数字と、あと新規遊休農地の発生解消面積については、昨年度の遊休農地の面積を記載しております。新規参入貸付け以降、貸付け等同意面積については、一区域1haということで、合計で13haということになっております。

あと、活動日数については、できれば、目標値としては10日ということをお願いできればと思います。

あと、最後のページに、字ごとの集積面積のほうを入れさせていただきました。実際、これ、集積面積を出したんですけれども、その担い手が地区ごとにばらつきがあって、要地区とか武田地区なんかが多いんですけれども、これはきっと認定農業者になっている人とか、あとは、認定農業者になっていなくても、基本構想水準到達として、認定農業者が切れた人なんかは、そっちのほうに分類しているみたいなんですけれども、そういった方がちょっと多いことが要因かなと思います。その高い低いというのもありますので、できればちょっと来月辺りに、その地区ごとのその基本構想水準到達者と、あと認定農業者になっている方の名簿等をお渡ししまして、それを確認していただいて、実際、大きくやっているだけけれども漏れているという人は拾い出してもらって、その基本構想水準到達者に含めていただければ、それで数値としても少しは上がるのかなと思いますので、できればそういった作業も、来月辺り行っていただければと考えております。

それから、今回、記載していないところとか、あと、明後日辺りに説明会も入っていて、変わる可能性もありますんで、今回はこれ、原案のほうをお示ししまして、次回の5月の総会のときに議決いただければと考えておりますので、今回はご意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 それでは、ただいま、事務局より説明がありましたので、何かご意見等ありましたらお願ひをいたします。

1 8 番 18番、根崎です。  
例えば、担い手さんがこの地区にいても、よそから借りてきた場合は、どっちにその集積の面積って加算されるのか。

事 務 局 土地の所在地になります。  
1 8 番 じゃ、例えば、その地区にいてもよそから借りてきてもあるし、その地区にいてもほかの人に貸しているとか、そういうときに、どっちに加算されるのか、それによっても大分違ってくるのかなど。

事 務 局 基本的には、その土地の所在地で判断するような形になります。  
1 8 番 ということは、例えばうちで若海になっているけれども、ほか、手賀とかから借りていけば、手賀の集積のほうに入るということですね。

事 務 局 そういうことになります。  
1 8 番 分かりました。ありがとうございます。

議 長 そのほか何かありますか。あったら。  
1 2 番 12番、根本です。今に関連して、例えば銚田地区とか石岡地区辺りから借りてきたときには、どっちに入るんですか、これは。

事 務 局 その方が認定農業者になっていけば、行方市の土地の所在地になります。



1 0 番 | ということは、ほかの地区でも、その地区で認定農業者だったり、そういうのにな  
 事 務 局 | っていてれば、行方市の集積に含まれるということになると。  
 議 長 | そうです。  
 1 0 番 | どうでしょう。推進委員さんの方で何かありますか。  
 事 務 局 | お互いが認定農業者の場合に、お互いにというのは、農家で余っているところを違  
 1 0 番 | う人に、担い手に集積するというような場合には、カウントはないんでしょう。  
 事 務 局 | そうですね、現在、認定農業者で、自作地でカウントされていますんで、それを別  
 1 0 番 | な認定農業者の方に賃貸借を結んでも、集積率としては変わらないです。  
 事 務 局 | 結局は、認定農業者じゃない非農家所有の農地を、相対耕作している認定農業者が  
 議 長 | 利用権設定をして、そういう状況をつくる、作れということ。  
 事 務 局 | そういうことになります。  
 議 長 | 事務局のほうから。  
 事 務 局 | すみません、この後の全員協議会の中でもちょっと説明しようかなと思いましたが、活動記録簿なんですけれども、最低でも1日、1日でもその最適化活動しない  
 委員さんがいると、行方市全体でその交付金が出ないということにもなってしま  
 うというのが、そういうペナルティーがあるので、必ず出すようお願いしたいと思  
 います。  
 あと、月平均で5日が最低のライン日になってくるというのがありますので、5日  
 以下ですとその委員さんの分の交付金が出ないということになりますので、平均、  
 最低でも5日になるように記載のほうをお願いしたいというのがあります。その冊  
 子も、お配りした本にも書いてあるんですけれども、その自分の圃場に行くまでの  
 間に農地の確認をしたとか、そういうのも最適化の活動の一つになるということ  
 です。また、今日の総会でも、最適化活動について事務局と協議していますので、そ  
 ういったものも総会と合わせて、最適化活動のほうに記載していただいて、月、最  
 低でも5日になるようお願いしたいと思います。  
 議 長 | そのほか何かありますか。何かご意見のある方。  
 全 員 | 異議なし。(全員一致)  
 議 長 | それでは、ないようですので、今回は原案の提示し、記載されていない部分もあり  
 ますので、校正して、来月記入をいただくということにします。  
 そのほかご意見等がありましたら、早めに事務局までお願いしたいと思います。  
 また、委員の皆様におかれましても、大変でも最適化活動の取組、活動記録簿への  
 記載についてお願いをいたします。  
 それでは、ここで休憩をいたしたいと思います。  
 (休憩) 午後 4時 15分～午後 4時 26分  
 議 長 | それでは、再開をいたします。  
 (議案第37号)  
 議 長 | 議案第37号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての

事務局	<p>件を議題といたします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第37号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説明する。</p> <p>別紙、資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。</p> <p>茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。</p> <p>2枚目、農地中間管理事業総括表でご説明いたします。</p> <p>新規設定、田が8件、20筆、38,664㎡、畑が5件、19筆、18,769㎡、合計13件、39筆、57,433㎡となります。</p> <p>次のページ、農用地利用集積計画一覧表において、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認くださいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全議員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議長	<p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定をいたします。</p>
	<p>（議案第38号）</p>
議長	<p>次に、議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。</p> <p>別紙、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。</p> <p>令和4年3月18日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。計画案が57筆、82,840㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表で確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、議案第37号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することによって、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全議員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。</p>

（報告第18号～第22号）

議	長	報告第18号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第19号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書受理について、報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第22号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います
事務局	局長	報告第18号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。 別紙、資料5をご覧くださいと思います。 農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業状況などを農業委員会に報告しなければならないこととなっております。 今回は3月11日から4月10日までの1か月間に報告書の提出をいただきました2法人について報告いたします。 農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要がありまして、1つ目が、法人形態要件で、会社形態であること。2つ目が事業要件で、主な事業が農業であることで、農業関係事業が売上高の過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業従事者、農地提供者、市町村、農協などの農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。4つ目が役員要件で、業務執行役員の過半の者が農業法人の農業に150日以上従事して、さらにその役員、またその事業の使用人のうち1人が60日以上農作業に従事することとなっております。今回、報告書の提出があった農地所有適格法人は、この4つの要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。
議	長	報告第19号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。
全	員	報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。
議	長	報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。
全	員	報告第22号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。
議	長	ありがとうございました。
全	員	報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
全	員	異議なしと認めます。
（閉会宣告） 午後 4時36分		
議	長	それでは、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。これで、第4回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

